

中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定申請について

《セーフティネット保証制度》

	条 件
5号 (イ) 売上高の減少関連	① 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、最近3か月の企業全体の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少 ② 指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月の指定事業の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占め、かつ、企業全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少。 ③ 創業者等で指定事業のみ（兼業含む）を行っており、最近3か月の企業全体の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少 ④ 創業者等で指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月の指定事業の売上高等が企業全体の売上高等の5%以上を占め、かつ、企業全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前3か月の月平均売上高等と比較して5%以上減少
5号 (ロ) 原油価格の高騰関連 原材料に占める	① 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、「企業全体の最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めている」「企業全体の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇している」「企業全体の最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている」 ② 指定事業と非指定事業を行っており、最近1か月の指定事業の売上原価が企業全体の売上原価の20%以上を占め、かつ「企業全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めている」「指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇している」「企業全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っている」
5号 (ハ) 減利益率の減少関連	① 指定事業のみ（兼業含む）を行っており、企業全体の最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少 ② 指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月の指定事業の売上高等が企業全体の売上高の5%以上を占め、かつ、企業全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少

添付書類

- ◆申請書1部（押印省略可）
 - ◆添付用明細表
 - ◆比較する売上高等、数値の根拠を証明できるもの（決算書、試算表等）
 - ◆個人の場合：確定申告書の写し等1部（实在確認・事業実態がわかる書類）
 - ◆法人の場合：法人登記事項証明書1部（コピー可）
 - ◆金融機関等が提出する場合：委任状（押印は金融機関の押切印）
- ※その他必要に応じて書類を求める場合があります。

経営安定保証 5 号様式（令和 6 年 12 月以降）

【売上高の減少関係 減少率 5%以上】

通常の様式例		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－ (イ)－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－ (イ)－②
創業者の様式例		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－ (イ)－③
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－ (イ)－④
原油高の様式例		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－ (ロ)－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－ (ロ)－②
利益率の様式例		
	指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第 5－ (ハ)－①
	指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第 5－ (ハ)－②

申請の受付および問い合わせについて

セーフティネット保証にともなう特定中小企業者認定の受付窓口は、事業所の所在地を管轄する市町村です。個人の場合は事業所の所在地であり、単なる住所ではありませんのでご注意ください。

また、認定申請の受付は市町村で行いますが、実際の融資や保証、それに関わる審査は各金融機関や信用保証協会が行います。制度全体については、関東経済産業局または埼玉県信用保証協会にお問い合わせください。

●関東経済産業局 産業部中小企業金融課 TEL 048－600－0425

●埼玉県信用保証協会 川越支店保証課 TEL 049－249－1681

鳩山町役場 産業振興課
商工業・観光振興担当 TEL049-296-5895